

新党日本代表 田中康夫 参考人質疑

2010/03/16(火)10:19~10:43

第174回国会(通常)

衆議院国土交通委員会

八ツ場ダム問題に関する集中審議



信じられる日本へ。  
新党 日本  
love-nippon.com

○川内委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。田中康夫君。

○田中(康)委員 民主党・無所属クラブの一員であります新党日本の田中康夫でございます。

五名の参考人の方々、どうもありがとうございます。ました。今お話を聞きまして、改めて、この計画というものが長い年月がかかる中で、地域の方々を聞きながら、とりわけ豊田参考人のお話を聞いて、私も、ダムによらない治水ということを知事時代に行ってきた人間として、非常に深い思いを抱きました。

中国最古の王朝の夏の始祖である禹は、黄河治水の祖と呼ばれ、治水こそまさに政治の要諦であるというふうに言ったわけでございます。今、河川というものはだれのものかというところ、河川管理者の独占物ではない、あるいは特定の住民の占有物でもない。地元といっても上流、水源地域と中下流域で異なりますし、また、農業

者、漁業者と業によっても異なりますし、流域住民はさらに広範囲でございますので、まさにこの問題というのは国家的視点からの判断が不可欠であり、ゆえに治水は政治の要諦と呼ばれている。このように私は考えておりますし、また、この点は五名の参考人の方々にも一様に御同意いただけたところではなからうかというふうに思います。

とりわけ、きょう、「八ツ場ダム」という鈴木郁子さんという方がお書きになった本を私は持ってまいりました。「計画に振り回された五十七年」と書いてございますが、五十七年どころか、もう六十年たつていらつしやる。まさに、あの地域の皆様が最初、ダムをつくられるといったときに、町長を初めとして反対をされる。そしてその中で、中曽根康弘さん派に皆さんが集団入党される形でダムに反対をされる。しかし、その後ダム推進派の町長が二十年続かれて、そしてその後、反対派の方々を擁立した町長が十六年続く。しかしながら、その中で、時間と力とお金という中で皆さんが疲弊をしていかれた。それは、ダムの建設を一日も早く望まれている豊田参考人、あるいはその周囲の方々と同様の翻弄された日々だったのではなからうかと思えます。

虫明参考人に御質問をいたしたいと思えます。先ほど嶋津参考人からお話がありましたし、これは客観的データとして示されておりますが、平成十年の九月の八斗島における水量というものは、洪水量が計画よりも非常に少なかったという形でございます。これに関してどのように思われるか、また、なぜ少なかったのかということに関

して、社会資本整備審議会の委員も御歴任されました水文学の第一人者にまずお聞きしたいと思えます。

○虫明参考人 平成十年洪水というのは、八斗島で一万トンに少し低いんですが、これは頻度でいえば十年に一回程度の洪水だと思っております。というのは、嶋津委員は五十年に一回というような主張をされていますが、一万トン級の洪水というのは、ちよつと今手元に資料はありませんけれども、カスリーン台風後、七、八回あります。その中で大きい部類に当たるとは思いますが、そういう意味では、計画対象よりもかなり小さい洪水であつて、それに対して、四メートル低いというのはもちろん当然のことだと思えます。

それから、水位について、そのときに八ツ場ダムが十三センチとおっしゃいましたけれども、それはその雨に対してそうでしょうけれども、実は利根川というのは、本当に難しいのは、支川が幾つもある。そのときに、八ツ場ダムに大雨が降つたときには、これは三十センチ、四十センチの水位低下があり、なおかつ下流ではもつときくところがあります。というのは、八斗島というのは千メートルと川幅が広いんですね。下流へ行くところ百五十メートルぐらいの川俣というところがありますけれども、そのあたりに来ると水位低減効果はもつと高いわけです。そういう意味で、平成十年にきかなかったからといって、きかないという議論は余りにも乱暴だろうと思っております。

○田中(康)委員 百年確率、二百年確率という

話をしているところに対して、虫明参考人からは、一万年確率という大変に気宇壮大な御発言が先ほど陳述でもございました。

しかし、二月八日に、今後の治水対策のあり方に関する有識者会議という、これは国土交通省の専門職員も推挙をして選ばれた鈴木雅一東京大学大学院教授、同じく水文学の権威でございますが、この方が、今先生がお話しになった五十四流域、そのすべてが一次流出率が〇・五というのは大き過ぎないか、そして、逆に飽和雨量が四十八ミリであるということは小さ過ぎないかということをおっしゃいます。この点に関して御見解を。

○虫明参考人 私、それは資料で見ても、それから、先ほど申しましたけれども、松浦先生も言われましたけれども、かなり過大であるというのは、私自身もそう思っています。

そのときに、今、流出の係数として過大にしているというのはあの記事で初めて、鈴木雅一さんの御発表で初めて知ったんですけれども、ここに、私が申し上げましたのは、カスリーン台風から三十年たつて、当時よりもはるかに人口、資産が集まったところで、安全度を上げようという治水計画者の意図があつたのではないか、これは私は全然関与していませんから、そう考えられるのと、もう一つは、水需要がふえていく中で、やはり治水担当者というのは安全度をできるだけ上げたいという意図を持っているのは事実でして、水資源に乗って、多目的ダムとして、六千というふうな、恐らく、悪く言えば多少鉛筆をなめて高くしたという意図はあるかもわかりません。

私が安全度を上げると言ったのは、そこはちゃんと科学的に見直すべきだと思います。ですけれども、安全度を下げるとか、流量を下げた計画を下げるといふのではまずいので、一万年、千年と言いましたのは、ちよつと時間がなくて言えなかつたんですが、オランダの高潮計画は一万年です。私は、オランダの高潮害を受ける二十数%の国土の資産の集中度と、恐らく首都圏の資産の集中度の方がはるかに高いと思つています。だから、目標はそういうところに置いて、まさにあふれても安全な治水を考へるといふ意味では、基本高水を下げるという発想は好ましくないといふふうに思つておられるということでございます。

○田中(康)委員 今、水文学の権威の虫明参考人からも過大であるという御認識をいただきました。ダムありきでもなければ、ダムなしありきでもないという点においては、私も同じであります。しかし、委員の方々に御説明すると、一次流出率というのは、降った雨がすぐに川に流れる割合でございます。これが五十四流域すべてで計算をして〇・五だといふふうになつておられるわけです。これに対して、飽和雨量というのは、土壌にためる能力でございます、これが四十八ミリといふのは少な過ぎるのではないかとということが先日の有識者会議で出たことでございます。

といたしますと、これはもう一回デューデリジエンスをする必要がある、再計算をする必要がある。今、参考人も、これだから基本高水がすぐにといふことではないけれども、この点についてはお認めいただけるということよろしゅうござい

ますね。(虫明参考人「はい」と呼ぶ)

ちなみに、〇・五というのは、裸地、つまり木も何も生えていない、そういうような土地の一次流出率が〇・五、これと同様の計算をしております。ところが、一方で、裸地においても一次流出率は大体〇・四と言われておりました、山地、日本の山は大変に荒れておりますが、ここでも〇・三、林地、林であるところになりますと〇・二。数字が低くなる方が流れる割合が低くなるということですから、この〇・五というものは極めて異常な、まさに先生がおっしゃった、鉛筆をなめる。しかし、科学において、鉛筆をなめるような予算であつたり数字のつくり方ということは、税金を用いる以上、そして人の生命と財産を守る以上、行つてはならないことである、このように私は思つております。

ところで、先ほど幾人かの方からも堤防のお話が出ました。

鳴津参考人にもお聞きをいたしたいと思つますが、日本の堤防というのはすべて土でございます。しかしながら、中は皆液状化をしている。私はかねてから、堤防の端だけではなく、きちんと堤防の中に鋼矢板を入れるということが必要なのではなからうか。もつと言へば、日本においてはかつては、土砂であつても粘土といふものを用いていたといふところがございます。これも鋼土という言い方でございました。

鳴津参考人から、このあたりの堤防の補強のこと、また、それを行うことによつてどのような効果があるか、御見解をお聞かせください。

○嶋津参考人 お答えいたします。

堤防の強化対策、いろいろな方法がございます。今おっしゃった鋼矢板、矢板を打つというのも一つの方法です。それをもっと本格的に、連続地中壁といって、堤防の中に垂直の壁をつくるという方法もあります。そのほかに、ブロックで堤防の上を押さえるとか、あるいは水が漏れてもそれをちゃんと排出できるようにドレーン部を設けるとか、いろいろな対策で堤防の強化というのが必要なわけです。

これを特に求めたのが一昨年四月の淀川水系流域委員会の意見書であります。これは、堤防の強化を、さらに進んで、いかなる洪水が来ても堤防が直ちに決壊しないように強化対策を講じなさい、そうすればダムなどは全く不要である、そしてそれによって流域住民の安全を守ることができるとだという方向に治水行政を根本から変えなさいという提言をしたわけです。

そういうふうに、堤防の強化、先ほど私がお話したのは、水位が上がった場合の、それに対する強化というところの範囲の話をしました。実は、さらに進んで、水位がさらに上昇して堤防を越えることがあっても決壊しないように、そのように堤防の強化対策を講じていくことがこれからの治水対策のかなめになると私は考えております。

○田中（康）委員 ありがとうございます。

まさに液状化をしている堤防を、かつても鋼土という鉄分の多い粘土を使っていた、その形が今すぐできる治水なのではなからうかというふうに思います。

ところで、奥西参考人にお聞きをいたしたいと思えますが、先ほど、利根川水系において一次流出率が極めて高過ぎる、そして飽和雨量が小さ過ぎるということがございました。

地すべりのお話をされましたが、実は、私が知事を務めていた県で、このたび国土交通省が補助金をつけるというような発言を大臣がしている。浅川という場所がございますが、これも飽和雨量が五十で小さく、他の長野県の河川は皆なべて九十から百十という形にしていたわけでございます。国土交通省が、浅川に関しては鉛筆のなめぐあい  
が少なかったのかどうか。

そしてまた、地すべりという点に関して言いますと、そのほかの、国のダムではなく補助ダムという中には現在多くのそういう危険地域というものがあり、この補助ダムに関しては、現在、国土交通省は予算措置をするという旨の大臣会見をしておりますが、この点に関して御意見があればお聞かせください。

○奥西参考人 浅川ダムの問題に関して地すべりの問題がありまして、地すべりに対する安全度は確保されていないというぐあいに考えております。

また、国土問題研究会で治水計画に関しても調査を行っておりますけれども、質問の御趣旨に關しまして申し上げますと、現在の我々の知識はかなりの不確実性があります。現在使われておりますダムの設計にかかわる水文学的なシミュレーションは、主に直接流出と言われる、雨が降ってすぐに川へ出てくるようなものを中心としておりま

して、必ずしも完璧でないということが言えます。もう一つ、私が最近思いますのは、山岳地域の降水量が必ずしも正確に把握されていなくて、流域の雨量を小さく見積もっているのではないかと。そういうデータに基づいてシミュレーションを行いますので、どうしても不確実性が大きくなる。

先ほど鉛筆をなめたということがありましたが、それにはいろいろな要素があると思うんです。技術的には、そういう不確実性のもとで安全を確保するためには、少し安全のマージンを大きくとらないといけないということもあるのではないかと。いうぐあいに考えますが、それについては環境あるいは利水との兼ね合いもありますので、それだけ絶対視することはできないと私は考えております。

○田中（康）委員 ありがとうございます。

今、奥西参考人から御説明があった浅川のダムというのは、千曲川の河川改修が進まず、内水はらんがあるのです、このダムをつくっても下流域の洪水は防げないということを当の国土交通省も旧建設省時代から認めているという摩訶不思議なダムなのでございます。

実は、きょう、これは八ツ場の問題だけではなく、私は、治水というのは国がきちんとした方針を、ダムをつくるつくらないではなくて、治水のあり方を示さねばならないと思っております。しかしながら、まだ政権交代から半年という中で、残念ながら治水のあり方が示されていないところが多くの方々の疑心暗鬼を呼んでいるのではなからうか。

他方で、今回国が補助金をつけるということを大臣会見で述べている内海ダムというのが小豆島にございますが、全長三キロの川でございます。ここは、現在の首相であります鳩山由紀夫氏が野党時代に行つて、このダムはつくつてはいけなと言つたダムでございますが、残念ながら、大臣会見ではこの予算がつくということになっております。

あるいは、路木ダムというのがございます。ここに一つの質問主意書がございます。これは天草のダムなんですが、「路木集落は路木川と山で隔てられているため、路木川の氾濫による路木集落の被害は起りえないことは一目瞭然である。ところが、熊本県が作成した路木川の氾濫想定区域には、この「地形上ありえない」山の向こう側の路木集落が入っている。これは補助金適正化法違反ではないかという質問主意書を出された方がおります。現在の国土交通大臣なんでございますが。

ところが、この同じ国土交通大臣は、河川法第六十二条と補助金適正化法第六条を根拠に、各県ともに負担金交付への期待値が高まつているから、国が金を出さないということになれば、裁量権の逸脱となり、負担義務違反を問われる、つまり自分たちの瑕疵が問われるので、補助金を出さざるを得ないと述べておりますが、この点に関して、もし嶋津参考人の方から御意見があれば、国のダムに関して代替案を示さないままやめるとい一方、こうした補助ダムに関しては、本体着工がまだ始まつておりません。しかし、これに関し

ては出すと言つている点に関して、御意見があればお聞かせください。

○嶋津参考人 今のお話がありましたように、路木ダムとか浅川ダムとか、それから内海、新内海ダムでそういう動きがあつて、新聞報道されております。

ただ、補助ダムといひますのは、確かに事業主体は県であります。しかしながら、そのお金の半分は国庫補助金、さらに地方交付税措置がとられて二・五％、合わせて七二・五％は国の金なんです。そんなに国がお金を出すわけですから、その補助ダムを進めるべきかどうかについては、国の意向も当然反映されるべきだと私は思います。

今回、その三つのダム、これは実は駆け込みの着工をしようとしているわけです。大臣筋としてはちよつと待つてくれと言つたにもかかわらず、知事サイドではそのように動いたわけです。これはやはり大変問題でありまして、先ほど申し上げたように七二％も国が金を出すわけですから、補助ダムのあり方について、本当は国が早く方針を示すべきなんです。方針を示して、そして本当にダムが必要かどうかというこの検証を急いで進めなきゃならないと思ひますし、今回のことに関して、駆け込みでありますから、これは、私の意見としては、来年度の本体工事にかかわる補助金はカットすべきだと考えております。

○田中（康）委員 私も本体工事の契約をしているダム、浅川ダムを契約を解除したわけでございますが、結果としてこれは何ら法的な問われはなかつたわけでございますから、ぜひやはり、八ツ

場に関して、豊田さんたちも安心されるような治水のあり方、河川のあり方、地域振興のあり方を示すとともに、こうしたものを、地方自治体に七二・五％も国がお金を出しているのに、地方自治体から訴えられたらどうしようというようなことでは、政治の覚悟が問われるかと思ひます。

ところで、最後に虫明参考人にでございますが、虫明参考人はさまざま御著書の中で、必要性が高いと認められているダム計画に対して、代替案を示すこともなく、ダム本体着工前の計画を中止するのは行政としていかがかということをおつしやっております。

この点に関して言ひますと、必要性が高いと認められているダム計画が、この場合、六十年も長年にわたつて建設が、完成どころか着工もしておりません。すると、では、その間の代替案はどうなのか。まさに、大外科手術が必要だと言われてICU室に運ばれたのに、医療崩壊の現場で医師がなかなか来ない。しかし、その場合でも点滴やマッサージはするわけでございますが、それが、先ほど来お聞きをしている、きちんとした、スーパードレフ防などというまやかしてはなく、鋼矢板を入れたような堤防をすること、しゅんせつであったり遊水地であったり森林整備、それが、先ほどの治水の数値に関しても、一次流出率が小さくなるということになるかと思ひます。

なぜ、社会資本整備審議会の委員でもあられた虫明さんが、六十年近くダムがつくられることなく放置され続けたこの八ツ場の利根川流域に関して、委員の一員として、それまでの間、仮にダム

が必要であるとしても、今すぐ行うべき人々の生命財産のための措置というものの予算、こうしたものを弾力的に行うということができなかったのか、あるいはそういう御提言はなさらなかったのかを最後にお聞きしたいと思います。

○虫明参考人 私も、地元がどういう推移を国とか県の間でしたかというのは、最近調べておりません。少なくとも、社会資本整備審議会のようなところでは、申しわけありませんが、そういう具体的な議論は一切やりませんでした。

その経過を見ると、本当に対応がまずなかった。必要性はあるというのは、依然として私は変わっていないと思います、ダムで六千トンカットできないにしても、八ツ場ダムは利根川治水上、先ほどこから申しておりますように、上流での流水抑制というのは利根川では非常に重要な手段でございますので。けれども、地元の調整に非常に時間がかかった。これは、やはり対応が非常にまずかったのだらうということを考えております。それから、治水上も利水上も意義がなくなったわけではないというふうに思っています。

よろしいですか。

○田中(康)委員 しかし、その六十年間に、目に見える形での治水の代替案というものが示されないうまま来たということは、これは結果として、ダムを望んでおられる方々に対しても大変失礼なことであつたのではないかと私は思っています。

また、現在、財政上の理由でということ、ダムによらないというようなことが語られておりますが、これは私が出した脱ダム宣言の中で、「縦

しんば、河川改修費用がダム建設より多額になろうとも、百年、二百年先の我々の子孫に残す資産としての河川・湖沼の価値を重視したい。長期的な視点に立てば、日本の背骨に位置し、数多の水源を擁する長野県に於いては出来得る限り、コンクリートのダムを造るべきではない。」と述べたわけでございます。まさに、新しい政権というものが、ダムをつくるつくりたくないというモグラたたきではなく、新しい治水のあり方、まさに新しい公共のあり方というものを示せるように、きよの参考人の皆様の御意見を積極的に活用できるようにいたしたい、このように願っております。

どうもありがとうございます。

○川内委員長 田中康夫君の質疑を終了いたしました。